



道德教育とカント倫理学--シュヴァイツァーの生命畏敬倫理と関連させて--

著者	中本 幹生
雑誌名	筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所年報
号	25
ページ	251-264
発行年	0014-08-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1219/00000460/

道徳教育とカント倫理学

— シュヴァイツァーの生命畏敬倫理と関連させて —

中 本 幹 生

Moral Education and Kant's Ethics: With Reference to Schweitzer's "Reverence for Life" Ethics

Mikio NAKAMOTO

序

昭和33年の「道徳の時間」の特設以来、「人間尊重の精神」が道徳教育の基本とされてきた。この精神は、『小学校学習指導要領解説 道徳編』(25頁)、『中学校学習指導要領解説 道徳編』(26頁)(以下、小・中学校『解説 道徳編』)によれば、日本国憲法に述べられている「基本的人権の尊重」や教育基本法に述べられている「人格の尊重」、さらには国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)憲章にいう「人間の尊厳」の精神にも根本において共通しているものである。この人間尊重の精神の中には生命尊重の精神も含まれているが¹、この点は平成元年の『学習指導要領』の改訂以来、道徳教育の目標として「人間尊重の精神」に「生命に対する畏敬の念」が新たに付け加えられたことで、特に重視される形になっている(『小学校学習指導要領』13頁、『中学校学習指導要領』15頁)。ところで、ここで言われている生命とは、人間の生命のみならず、人間以外のすべての生命のことが念頭に置かれている(小学校『解説 道徳編』25頁、中学校『解説 道徳編』26頁)。いうまでもなくこれは、現代の焦眉の社会問題の一つである環境の保全も念頭に置いてのことである(『小学校学習指導要領』13頁、『中学校学習指導要領』15頁、小学校『解説 道徳編』25頁、中学校『解説 道徳編』26頁参照)。しかし、「人間尊重の精神」と「人間以外のすべての生命」の尊重とは、どのような関係をもつのだろうか。

また、中学校『解説 道徳編』(42頁)では、「自己の尊厳」に気づくことの大切さが述べられているが、これは昭和22年に制定された教育基本法以来一貫して謳われている「個人の尊厳」(前文)や「個人の価値」(改正前の教育基本法(昭和22年)では第一条、改正後(昭和18年)では

第二条)にも通じるものであり、より根本的には、上で確認したように、「人間尊重の精神」であるところの「人間の尊厳」概念に通じるものであろう。ところでこの「自己の尊厳」という言葉が、道徳教育の内容項目²の一つである「自律の精神」について解説されている中で述べられていることに注意したい。即ち「人間尊重の精神」、従ってまた「人間の尊厳」は、道徳教育の内容項目の視点1の(3)「自律の精神」を重んじることと密接な関連性があると見てよいだろう。

一方「生命に対する畏敬の念」の方は、なかんずく道徳教育の内容項目の視点3の1「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する」、及び「(2)自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める」の項目と密接な関連性を持つと見てよいだろう。しかし上に見たように、「生命に対する畏敬の念」も「人間尊重の精神」に含まれていると考えられているとするならば、この内容項目の視点3の(1)・(2)がどのように視点1の(3)と関るのかが、問われねばならない。

以上のことから見てとれるように、道徳教育の基本とされている「人間尊重の精神」には多様な内容が含まれており、一方では「個人の尊厳」・「自己の尊厳」（これは根源的には「人間の尊厳」に通じるだろう）を重視する内容（具体的な道徳教育の内容項目としては視点1の(3)に見てとれる）があり、他方では、人間の生命を含めたあらゆる生命の尊重という内容（道徳教育の内容項目においては視点3の(1)・(2)に見てとれる）がある、といった風なのである。このそれぞれの価値が重要な道徳的諸価値であることは間違いないだろう。しかし、それらがどのような関連性を持つかは自明とは言えないのではないだろうか。しかるに、道徳教育においては、これら内容項目間の関連を密にした指導を行なうことが求められている（小学校『解説 道徳編』35-37頁、中学校『解説 道徳編』37-38頁）。道徳的諸価値が脈絡なく個々バラバラに教育されるのではなく、統一的連関性の下に行われる方がより望ましいことは確かであろう。

そこで本稿は、この「人間尊重の精神」と「生命に対する畏敬の念」の思想的連関性、道徳教育の内容項目で言えば特に視点1の(3)「自律の精神」と内容項目の視点3の(1)・(2)「生命の尊重」の思想的連関性³について考察を行う。それによって、道徳教育の内容について関連性をもった指導を行う可能性のための理論的基礎を提供したい。そこで、まずは「人間の尊厳」や「自律性」について（一）、次に「生命の尊重（それに対する畏敬）」について（二）、その各々の道徳的諸価値のより精確な概念把握を行い、かつそれらの概念を思想史的に遡って根拠付けることを試みる。それにより、これらの価値の内容的連関性も見えてくるものと期待されるからである（三）。かくして、本稿は、思想史的な観点から、これら諸価値・内容項目の連関性の構造化を試み、それによって内容間の関連性をもった教育・指導のための一助としたい。

一 「人間の尊厳」の根拠としての自律性

1 近代における「人間の尊厳」概念

序において述べたように、「道徳の時間」の特設以来「人間尊重の精神」が道徳教育の基本と

されているが、これは近代社会における基本理念としての「人間の尊厳」概念⁴に基づいたものである。この「人間」の中に個人や自己も含まれると考えるならば、このうちに「個人の尊厳」(教育基本法)や「自己の尊厳」(中学校『解説 道徳編』42頁)も含まれていると考えてよいだろう⁵。ところでこの「自己の尊厳」という言葉が、道徳教育の内容項目の視点1の(3)「自律の精神」に関する解説に付せられたものであることは、この尊厳概念が、自律性との関連において捉えられていることを示している。このことは、ここで語られている尊厳概念が、自律の主体に尊厳を見るという、まさしく近代の哲学的概念としての人間の尊厳概念に基づいていることを意味している。本節では、その思想的根拠を、カント倫理学に基づいて明らかにしたい。

2 カント倫理学

近代の尊厳概念の理論的根拠として、カント倫理学が挙げられるのが通例である。カントは目的設定の領域において、「価格」をもつものと「尊厳」をもつものを区別した。価格をもつものは、何か別の等価物で代替できるが、尊厳は一切の価格を超出し、いかなる等価物も許さないものである [IV, 434]。従って価格は相対的価値にすぎず、他のものの手段として用いられる(例えば物件がそうである [IV, 428])のに対して、尊厳は内的価値(絶対的価値)である [IV, 428, 435]。即ち尊厳は他のいかなる目的によっても取って代わることができず、それ自身存在することが目的であるもの、言い換えれば目的それ自体であるものである [IV, 428]。この目的自体であるものとは、すべての目的の主体であるところのものであり [IV, 431, 437]、つまりそれは自ら目的を立てる主体、即ち自律の主体⁶だということである。この自律(自己立法)する理性こそが道徳的理性であり、ここに尊厳の根拠がある。

「自律が、人間の本性の、およびあらゆる理性的本性の、尊厳の根拠である」 [IV, 436]。

従って、物件とは異なり、人格はこのような自律の主体として、尊厳を持つ [IV, 440]。理性による自己決定を重視する近代における「人間の尊厳」概念の根拠付けの、最も典型的なあり方をここに見てとることができる。

それ故、道徳教育の内容項目の視点1の(3)に付せられた解説で語られる、「自らの規範意識を高め、自らを律する」(中学校『解説 道徳編』42頁)こととは、まさにカント的な意味での、道徳の最高原理としての意志の自律のあり方そのものに他ならない。また、例えばコールバーグが、道徳発達の最高段階としての自律的なあり方の例としてカントの定言命法を例として挙げているのも⁷、これに即応したものと言える。

3 近代の尊厳概念の、キリスト教的由来

以上、カント倫理学に基づいて、近代における人間尊厳の概念を明確化するとともにその理論的根拠付けを行ったが、さらにこの概念の由来を思想的に遡ってみよう。この近代の尊厳概念の由来は、キリスト教に遡ることができる [ドイツ連邦議会審議会答申 2004年 12頁、バイエルツ、2002年、151頁参照]。

ヨンバルトは、西洋文化における「人間の尊厳」思想を歴史的に三つの時代に区分けし、各々異なる理解がされてきたとしている。その三つとは、

- (i)キリスト教における人間の尊厳
- (ii)世俗化された人間の尊厳
- (iii)法律的内容となった人間の尊厳

である。(i)は古くからある宗教上の人間の尊厳概念であり、(ii)は近代になって行われた思想の世俗化の結果として、人間の尊厳は神と無関係なものとなされるようになったことで成立した尊厳概念であり、道徳的な内容のみをもつものとなった。理性の自律に尊厳の根拠をおくカントはその典型である。(iii)は第二次世界大戦以降、(ii)の尊厳概念が特に憲法上の問題とされ、初めて実定法上の解釈の問題とされるようになったものである [ヨンバルト・秋葉、2006年、11-12頁]。本稿で特に注目したいのは、(i)と(ii)の関係性、即ち(ii)は(i)の世俗化によって成立した⁸、というその思想史的背景である⁹。

キリスト教においては、人間は神が自らの姿をかたどって創造した存在（神の似姿）である¹⁰故に、尊厳をもつとされる。即ち、人間の尊厳の源は、神にある¹¹。これが、道徳教育の基本である「人間尊重の精神」、そして道徳教育の内容項目の視点1の(3)「自律の精神」を重んじるという価値観を、近代以前に遡った場合の、そもそもの思想的淵源である。

また、「神の似姿」故のこの人間の尊厳（もしくは神聖性）から、人間に対する保護義務、即ち殺人禁止の倫理原則¹²も導かれる。ここに、西洋文化の枠内における、道徳教育の内容項目の視点3の(1)「生命の尊重」（但しこの場合、人間の生命に限られるが）に対応する思想的淵源も同時にあることになるだろう。つまり、これは内容項目の視点1の(3)と視点3の(1)（但し人間の生命に限定）の由来が根源的には同一であることが確認できる。

4 カントにおける「生命の尊重」

では近代における「人間の尊厳」概念、とりわけカントの自律思想に基づいて、「生命の尊重」はどのように基礎づけられるのだろうか。これを明確化することは、近代哲学の枠内において、道徳教育の内容項目の視点1の(3)と視点3の(1)との連関性、ひいては道徳教育の目標である「人間尊重の精神」と「生命に対する畏敬の念」との連関性を把握することになるだろう。

(4-1) 人間の、自他の生命の尊重

まず自殺という行為に関して言えば、これは「自己自身の人格における人倫性の主体を壊滅させる」行為であり、これは「目的自体である人倫性そのものを、その主体に関する限り、その実存に関してこの世界から根絶するに等しい。従って、自分にとって随意の目的のための単なる手段として自身を処理することは、その人格における人間性（可想的人間）の尊厳を奪うということなのである」[VI, 423]¹³。即ち、自己の生命の尊重も、「人間の尊厳」を侵さないこと、即ち目的自体としての自律の主体を単なる手段に貶めるべきでない、ということから導かれるのである。

また他殺という行為に関して言えば、これはカントにおいて倫理学ではなく法的領域の問題となる¹⁴。カントは法の普遍的原理を次のように定式化している。「いずれの行為でも、その行為が、あるいはその行為の格率から見て、その人の選択意志の自由が、いずれの人の自由とも普遍的法則に従って両立できるならば、その行為は正しい」[VI, 230]。この法則が、普遍性を特徴とする定言命法から由来するものであることは明らかである。このように法の根拠は、普遍的法則に従って万人の自由と調和できるように相互に外的に強制することにあるが [vgl. VI, 232]、他殺に関していえば、これは他人の選択意志の自由と調和・両立しえないような自分の選択意志の自由のあり方であるとして、法的に不正ということになるだろう。

(4-2) 人間以外の生命の尊重

道德教育の内容項目の視点3の(1)「生命の尊重」には「人間以外のすべての生命の尊さ」(中学校『解説 道德編』51頁)も含まれている。しかも自己の生命を尊ぶことが「自己以外の生命も同様に大切にすることは予想と期待」(中学校『解説 道德編』51頁)がその解説の中で語られている。これを、やはりカント倫理学に定位して根拠づけてみよう。

カントは動物や植物、そして自然界の美しいもの(無生物における)の破壊をすべきでないことを、「人間の自分自身に対する義務」から導いている。例えば動物を残酷に扱うことは動物の苦痛に対する共感が鈍くなり、それによって他の人間との関係における道徳性に役立つ自然的素質が弱められることになる故に、また鉱物の結晶や植物の美しさを破壊することは、あるものを利用目的なしでも愛するという、道徳性への準備をする感情を弱める故に、人間の自己自身に対する義務に反するのである [VI, 443]。ここでのカントの議論の特徴は、これら自然物や人間以外の生命の尊重は、最終的には「人間の自己自身に対する義務」に基づけられており、それらに対する直接的な義務を我々はおもつわけではない、ということである。言い換えれば、人間以外の生命の尊重も、「人間尊重の精神」(人間の尊厳)に基礎づけられている、ということであり、これは「生命に対する畏敬」を「人間尊重の精神」に含める道德教育の基本的スタンスとも容易に合致しうるものである。

さて、以上、キリスト教(i)と近代の哲学的な人間尊厳概念(ii)の二点に渡って、「人間尊重の精神」と「生命の尊重」の精神的連関性を示した。(i)においては、人間は神の似姿ということにおいて、両者は同根源性をもつ(但しこの場合には生命の尊重は人間の生命に限定されねばならない)。神ではなく自律性に基づく(ii)は、(i)の世俗化された形態であるが、やはり同様にここでも「人間の尊厳」概念に定位して「生命の尊重」の精神が導かれた。それによって道德教育の内容項目の視点1の(3)と視点3の(1)との連関性、ひいては道德教育の目標である「人間尊重の精神」と「生命に対する畏敬の念」との連関性がある程度把握されうることを示した。しかしカントにおいて、自然物の尊重が語られているとはいえ、それは間接的な義務に過ぎず、直接的には人間に対する義務が基になっているという点では、(i)の枠内に(尊重する生命の範囲に関しては)あると言えなくもない。

しかし、道徳教育の内容項目の視点3の(1)で示されている「生命の尊さ」は、人間以外の生命も含んでいる。この「人間以外のすべての生命の尊さ」（中学校『解説 道徳編』51頁）とは、単に近代的概念としての「人間尊重の精神」にすべて還元することができない面も否定できないように思われる。中学校『解説 道徳編』では「生きとし生けるものの生命の尊厳」（51頁）という言い方さえなされている。しかし上に見てきたように、尊厳とは絶対的価値を意味し、これは尊厳を人格だけに限定するカント倫理学に収まりきれないものである。また、それに関連して、同じ箇所ですべて「生命あるものは互いに支え合って生き、生かされていることに感謝の念をもつ」（中学校『解説 道徳編』51頁）ことが課題として挙げられてもいるが、これも、人間以外の生命の尊重を「人間の自己自身に対する義務」に還元するカント倫理学では十分捉えきれないだろう。そこで次節では、カント倫理学とはもう一つ別の観点に立ってこの点を考察し、最終的には、道徳教育の内容項目の視点3の(1)（および(2)も含め）と、視点1の(3)との思想的連関の可能性、ひいては道徳教育の目標として掲げられている「人間尊重の精神」と「生命に対する畏敬の念」（人間以外のすべての生命を含む）との思想的連関性の可能性を示したいと思う。

二 すべての生命に対する畏敬

1 生命への畏敬

道徳教育の内容項目の視点3の(1)は、人間以外のすべての生命の尊さ（尊厳）をも念頭においているが、これは言い換えれば人間以外の自然物に対する尊重の念を意味する故に、内容項目の視点3の(2)「自然を愛護し…人間の力を超えたものに対する畏敬の念」と内容的に直結するだろう。これは、『解説 道徳編』でも述べられているように、「環境の保全」（52頁）という現代の焦眉の社会問題とも直接に繋がる内容である。

そこで本稿では、このようなすべての生命の尊さを基礎づける倫理思想の一つとして、シュヴァイツァーの「生命への畏敬」の思想を取り上げたい。これは現代の環境倫理学（環境保護思想）にも影響を及ぼしている思想の一つ¹⁵でもあり、その点においても内容項目の視点3の(1)・(2)、ひいては道徳教育の目標の一つである「生命に対する畏敬の念」を考察する上で、適切であると思えるからである¹⁶。

ここではシュヴァイツァーの主著の一つである『文化と倫理』に基づき、生命への畏敬の思想を確認しよう¹⁷。道徳的なものの根本原理、即ち「それ自身において根拠づけられた道徳的なものの根本原理」[GW, II, 142]を見出すことの必要性をシュヴァイツァーは説いた上で、その出発点を、「私は、生きようと欲する生命の只中で、生きようと欲する生命である」という「最も直接的で最も包括的な意識の事実」[GW, II, 377]におく。私のこの生への意志のなかに生き続けようとする憧憬があるとそれは快と呼ばれ、生への意志の破壊は苦と呼ばれるが [GW, II, 378]、この「私の中にある生への意志との類比」[GW, II, 377]により、私は、私を取り巻く生への意志の中にもまたこの快と苦を把握する [GW, II, 378]。かくて、「自己の生に対すると同様

な生への畏敬を、すべての生への意志にもたらそうとする止むに止まれぬ思い」が体験され、ここに「生を保ち促進することが善であり、生を破壊し阻害することが悪である」[GW, II, 378]という道徳の根本原理が与えられる。

ここで重要なことは、シュヴァイツァーが畏敬の対象とする生命が、人間だけではなく、すべての生きとし生けるものであるという点である。すべての生命が神聖 (heilig) である [GW, II, 379]、と彼は言う。これは、人間以外の生命の尊重に対する直接的な義務ではなく、人間に対する義務から間接的にのみ導くカント倫理学を越えている。「倫理とは、生きるすべてのものに対する、無辺際にも拡大された責任である」[ibid.]とシュヴァイツァーは言う。そしてこの道徳の「拡大」[vgl. GW, II, 378]は、まずは自己の生への畏敬を出発点とし、これを類比的に私を取り巻くすべての生への畏敬に拡大したことによるものであるという点にも注目したい。これは、道徳教育の内容項目の視点3の(1)に関する中学校『解説 道徳編』が、「自他の生命を尊ぶためには、まず自己の生命の尊厳、尊さを深く考えることである。生きていることの有り難さに深く思いを寄せることは、必ずや自己以外の生命をも同様に大切にせずだという予想と期待があるからである。また、ここでは、主として人間の生命についてか考えるが、人間以外のすべての生命の尊さについても価値を置きながら考えなければならない」(51頁)と言及しているところに窺える、「自己の生命→すべての生命の尊重」という方向づけにも対応する思考過程と言ってよいだろう¹⁸。

またシュヴァイツァーは、彼の言う道徳の根本原理が、「人間相互関係の通常の倫理的評価」においても妥当すると同時に、さらにそれがすべての生命に拡大されたものであると捉える [GW, II, 178]。これは、内容項目の視点3の(1)について、中学校『解説 道徳編』が、生きとし生けるものの生命の相互関係において人間が活かされているということが、特に人間関係に限定されれば、内容項目の視点2や視点4と関連する (51頁)、と言及していることとも思想的に即応するだろう。逆に言えば、視点2や4における対他関係および人間社会全体の関係性の倫理が、さらにすべての生命に拡大されたものが視点3であり、その意味で視点2、3、4を一貫して関連づけて構造化しうる一つの観点として、シュヴァイツァーの倫理思想を受け止めることも可能だろう。

2 生命への畏敬倫理の根拠としてのキリスト教

ところで、以上見てきたシュヴァイツァーの生命への畏敬倫理は、実はユダヤ・キリスト教倫理的な側面も持っている。即ち生命への畏敬の倫理は、イエスの教える隣人愛の戒め¹⁹、黄金律²⁰、またユダヤ・キリスト教に共通する十戒の中の殺人禁止の戒め²¹を、文化哲学的に解釈したものであり、かつその対象を人間だけでなくすべての生命に拡大した倫理²²と理解することができる²³。

例えば「生命への畏敬についてのストラスブル説教」においてシュヴァイツァーは、神への愛および隣人愛の戒めと「生命への畏敬」との密接な関連性について語っている [vgl. GW, V, 124-125]。そして「生命への畏敬」の中に、「律法と預言者以上のものがかかっており、愛の全

倫理性が…かかっている」と言う [GW, V, 126]。シュヴァイツァーによれば、神および隣人への愛は「心」が語るものであり [GW, V, 122]、生命への畏敬は「理性」が認識するものであるが [GW, V, 124]、この「心」と「理性」は一致する、と言う [GW, V, 125, 127]。ここに、「生命への畏敬」のユダヤ・キリスト教的由来を見てとることもできるだろう。

三 自律に基づく人間尊厳概念と、すべての生命への畏敬倫理の、同根源性

以上見てきた本稿二、三節の考察を合わせ考えるならば、道德教育の内容項目の視点1の(3)で示されている自律の精神と、視点3の(1)・(2)で示されているすべての生命の尊重という道德的価値が、思想史的に遡れば同一の根源に帰することを見てとることが可能となるだろう。

カント倫理学に典型的に示されている、自律に基づく人間の尊厳という近代の哲学的尊厳概念は、思想史的にはキリスト教の人間尊厳概念に遡りえ、後者の世俗化によって前者は成立したのであった（もちろん、その際尊厳の根拠を神から人間の自律的理性に置き換えたという大きな差異があるとはいえ）。キリスト教における人間の尊厳概念は、人間が神の似姿であるということに基づき、ここから「殺してはならない」という戒も導かれる。各人の生きる権利を「人間の尊厳」に基づける現代社会のあり方は、この倫理の世俗版という側面を持つ。道德教育の目標として語られる「人間尊重の精神」はこのような西洋思想の伝統においてあり、また内容項目の視点1の(3)における自律の精神の尊重も、この近代的な人間尊厳概念に拠っている。

他方、同じくこのキリスト教に基づく人間の尊厳概念は、人間にとどまらずすべての生命へと拡大解釈されることにより、すべての生命への畏敬（シュヴァイツァー）という倫理がもたらされた。例えばユダヤ・キリスト教の戒としての「殺してはならない」が、生きるすべてのものに無辺際拡大された形が「生を破壊し阻害することが悪である」 [GW, II, 378] となるだろう。もちろんシュヴァイツァーの生命畏敬倫理が道德教育の内容項目の視点3の(1)における「自他の生命の尊重」の直接的根拠とされたわけではないとしても、極めて思想内容的に近似性をもつことは確かだろう（これは道德教育の目標の一つとしての「生命に対する畏敬の念」という言葉遣いにおいていっそう顕著である）。もしこの近似性を認めるならば、内容項目の視点1の(3)と視点3の(1)・(2)とは、キリスト教の人間尊厳概念まで思想史的に遡ることにより、そこに思想的な同根源性を見出すことができる。かくて、これを要に、視点1と3とに内容的な連関性が見出されることになる。さらに、本稿三節で見たように、シュヴァイツァーの倫理思想は視点3の(1)・(2)を、視点2および4とも関連させうる観点を提供する。従って、このことは結局のところ、視点1、2、3、4のすべての内容的な統一的連関性を見出しうることを示唆するものである。

とはいえ、既に述べたように、内容項目の視点3の(1)に関してシュヴァイツァーの倫理思想を用いる必要はなく、他の思想（例えば仏教などの東洋思想）を参照することも可能だろう。しかし『小学校学習指導要領』（13頁）・『中学校学習指導要領』（15頁）が道德教育の目標として掲げている「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」において、後者が前者に含まれているものと

考えられており、かつ、本稿一節で示したように前者は明らかに西洋近代の人間尊厳概念に依拠するものである限りは、「生命に対する畏敬の念」もまた、いったんは西洋思想の枠内において考察することが、両者の思想内容の統一性はより容易に把握できるようなには思われる。

主要参考文献

文部科学省『小学校学習指導要領 平成20年3月告示』、2008年、東京書籍
文部科学省『小学校学習指導要領解説 道徳編 平成20年8月』、2008年、東洋館出版社
文部科学省『中学校学習指導要領 平成20年3月告示』、2008年、東山書房
文部科学省『中学校学習指導要領解説 道徳編 平成20年9月』、2008年、日本文教出版
(以上の文献からの引用及び対応箇書は、本文中に頁数を示す)

Kant's gesammelte Schriften. Herausgegeben von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften. (カントからの引用は、このアカデミー版カント全集の巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字で表し、本文中に括弧に入れて出典を記す)

Schweitzer, Albert 1974 Gesammelte Werke, Verlag C. H. Beck, München. (シュヴァイツァーからの引用は、このシュヴァイツァー全集をGWと略記した上で、巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字で表し、本文中に括弧に入れて出典を記す)

その他の参考文献

バイエルツ、クルツ 2002 [原著は1995]年 「人間尊厳の理念」
(L.ジープ・K.バイエルツ・M.クヴァンテ『ドイツ応用倫理学の現在』、L.ジープ・山内廣隆・松井富美男 [編・監訳]、所収) ナカニシヤ出版
ドイツ連邦議会審議会答申 2004 [原著は2002]年 『人間の尊厳と遺伝子情報 現代医療の法と倫理(上)』、松田純 [監訳]、知泉書館
福嶋揚 2008年 「生命への畏敬の根拠をめぐって—アルバート・シュヴァイツァーの中心思想についての一考察—」(日本倫理学会編『倫理学年報』第五十七集、所収)
コールバーグ、ローレンス 1987年 『道徳性の発達と道徳教育—コールバーグ理論の展開と実践』、岩佐信道 [訳]、麗澤大学出版会
ヨンバルト、ホセ、秋葉悦子 [共著] 2006年 『人間の尊厳と生命倫理・生命法』、成文堂
Naess, Arne 1973 “The Shallow and the Deep, Long-Range Ecology Movement. A Summary”, Inquiry, 16.
Nash, Roderick Frazier 1989 The Rights of Nature: A History of Environmental Ethics, The University of Wisconsin Press [ナッシュ、ロデリック・F 1999年 『自然の権利—環境倫理の文明史—』、松野弘訳、ちくま学芸文庫]
奥田眞丈・熱海則夫 [編] 1994年 『新学校教育全集9 道徳教育』、ぎょうせい
生命倫理百科事典翻訳刊行委員会 [編] 2007年 『生命倫理百科事典』、丸善株式会社

新共同訳 1990年 『聖書』、日本聖書協会

高木八尺・末延三次・宮沢俊義〔編〕 1957年 『人権宣言集』、岩波文庫

上田閑照 2000年 『私とは何か』、岩波新書

ワイルデス、ケヴィン・W 1995年 「生命の神聖性—その曖昧さと混乱」

(星野一正〔編著〕『死の尊厳—日米の生命倫理—』、思文閣出版、所収)

註

¹ 小学校『解説 道徳編』(25頁)・中学校『解説 道徳編』(26頁)において、「人間尊重の精神は…生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重、人間愛などの根底を貫く精神である」と言われている。

² 現行の『小学校学習指導要領』(102-104頁)、『中学校学習指導要領』(112-113頁)では、道徳教育の内容として次のような四区分が視点として設けられている。

- 「1 主として自分自身に関すること。
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。
- 3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。」

この四区分に典型的な諸目標が、さらに各々の視点の下で価値項目として示されている。例えば『中学校学習指導要領』を例にとれば、視点1の(3)では「自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ」となっており、また視点3の(1)では「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する」、(2)は「自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を越えたものに対する畏敬の念を深める」となっている。

³ 小学校『解説 道徳編』(35頁)・中学校『解説 道徳編』(37頁)において、内容項目の四つの視点相互の関連性について述べられてはいるが、内容的に深く立ち入ってその関連性を明確に示しえていくとまでは言えないように思われる。特に視点1と視点3（および2、4も合わせて）との関連性はそれほど自明ではないのではないだろうか。事実、中学校『解説 道徳編』が個々の内容項目（視点2の(6)、および視点3の(1)）を解説するに際して（50-51頁）、視点2、3、4の間の関連性については示唆されているものの、視点1との関連性については全く触れられていない点を見ても、それは窺えるだろう。従って本稿は、この視点1と視点3の関連性を主として考察するものとする。この試みはまた、後に示すように、結局のところ視点1、2、3、4全ての内容の関連性を明確にする枠組みの一つを与えることにもなるだろう。

⁴ 現在、多くの国の憲法（アイルランド、イタリア、スウェーデン、ポルトガル、スペイン、ギリシア、ドイツ等）、国連の文章等でも、人間の諸権利を「人間の尊厳」において基礎づけている〔生命倫理百科事典翻訳刊行委員会〔編〕、2007年、2285頁、バイエルツ、2002年、158頁参照〕。1948年に国連総会によって採択された「世界人権宣言」は前文の中ですべての人間の「固有の尊厳」について述べ、第一条は「すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利について平等である」と述べている〔高木・末延・宮沢、

1957年、401、403頁]。

⁵ 但し、「人間の尊厳」と「個人（個体）の尊厳」は厳密には異なる概念である。個性は人間に限定されない（例えば猫の個性）、「人間の尊厳」を個性によって特徴づけることはできない [ヨンパルト・秋葉、2006年、20-21、36-37頁]。バイエルツも、人間尊厳の近代的概念は個人にではなく、類とその普遍的性質に関係するものとして区別した上で [バイエルツ、2002年、156頁]、この両概念の緊張関係において生じる倫理問題を考究している [同上、163、171頁等参照]。

ここでこの問題を立ち入って考察することはできないが、前者の論点については、「個人の尊厳」をさしあたり「個人の人間としての尊厳」と解することとしよう [ヨンパルト・秋葉、2006年、21、36-37頁参照]。また後者については、私としては、（すぐ後に述べるように）もし「人間の尊厳」の根拠を自律性においた場合、「個人の尊厳」との区別は難しくなるようには思われる。ともあれ、本稿では自律する個人の尊厳も、自律性という類的人間性の性質に基づくという形で、さしあたり統一的に理解しておくことにする。

⁶ カントはこれを、「普遍的に立法する意志としての各々の理性的存在者の意志」 [IV, 431, vgl. V, 30] と表現する。

⁷ コールバーグ、1987年、4-5頁、173頁参照。ちなみにコールバーグも、道徳性の最高段階（第6段階）の概念における中心観念は、人間尊重の態度であると言っている [同上、38頁]。

⁸ 世俗化したからには、もちろん近代の尊厳概念は(i)と全く同じものではなく、それを基礎としながらもこれに新たな解釈を加えたことを意味する。その両者の相違については、バイエルツ、2002年、151-152頁を参照されたい。

⁹ 但しキリスト教の他に、古くは古代哲学における尊厳概念も挙げられねばならないだろう。古代では尊厳概念は社会的に高い地位にいる個人の名望や身体的武勇や知的賢明さのような非平等主義的特色に結び付けられていたが、ストア派が、身分に関わりなく人間そのものに帰属する尊厳という観念を発展させた [生命倫理百科事典翻訳刊行委員会、2007年、2285頁、バイエルツ、2002年、151頁参照]。本稿でもすぐ後に見るように、キリスト教は尊厳概念のこの普遍主義的な意味を、「人間のみが神の似姿」という人間の特殊な地位を表すものとして解釈した [バイエルツ、同上]。

¹⁰ 「神は言われた。

「我々にかたどり、我々に似せて、人を造ろう。そして海の魚、空の鳥、家畜、地の獣、地を這うものすべてを支配させよう。」

神は御自分にかたどって人を創造された。

神にかたどって創造された。」（『創世記』1.26-1.27）

¹¹ これが近代の尊厳概念との決定的な相違点である。即ち、人間の尊厳は神から独立した人間の自律性に基づくのではなく、神と人間との独特の結びつきに基づくということである [生命倫理百科事典翻訳刊行委員会、2007年、2288頁参照]。その意味で、人間は人間である限り尊厳をもつのであり、理性的能力や自律性といった特殊な属性・機能の故に尊厳をもつのではない [同上、1907頁、2288-2289頁参照]。さらに言えば、この独特の結びつき（似姿）故に尊厳があるのであって、人間の「生命」について言えば、

それが単に神から与えられたものである故をもって尊厳（神聖性）があるわけではない。なぜなら、後者が理由であれば、人間以外のすべての生命も尊厳（神聖性）をもつことになるからである [ワイルデス、1995年、142-143頁]。

ところで、確かにカントは尊厳の根拠を理性の自律におくことでそれを神とは独立のものとしたが、その思想史的淵源がキリスト教にあることは、カント倫理学のうちに読み取ることも不可能ではないように思われる。例えば『実践理性批判』において、「純粋な道徳法則は…それ自身神聖であると呼ばれる」[V, 32] とカントは言うが、理性が立法する道徳法則に神聖さという本来神に帰せられるべき言葉が使用されている。道徳法則は神すらも包括するのである。もし道徳法則にさからう格率を何ひとつ受けつけない意志であればそれは神聖な意志であり、これはつまり神の意志に他ならない [ibid.]。しかし、感性的動因によっても触発される人間の意志は、もちろん神聖な意志ではありえないが。

¹² 「殺してはならない。」（「出エジプト記」20.13）

即ち、神との独特な繋がり故に、人間を扱っている者は神を扱っているのであり、従って無実の人間を殺すことは、神からの許しがなければ神の像を破壊することに等しいので受け入れられない、ということである [生命倫理百科事典翻訳刊行委員会、2007年、1906頁、2289頁参照]。とはいえ死刑や殉教などの例外も認められている故に、この世における生命は最高の価値というわけではなく、人間の尊厳のように不可侵ではない [ヨンパルト・秋葉、2006年、14頁]。

¹³ ここで、「任意の目的」とは、例えば人生の終わりに至るまでまずまず耐えうる状態を保つことである。『道徳形而上学の基礎づけ』における同様の次の言も参照。「もし彼 [自殺をしようと考えている人] が、つらい状態から逃れるために自分自身を破壊するのであれば、彼は人格を、人生の終わりに至るまでまずまず耐えうる状態を保つための単なる手段として使用することになる。しかし人間は物件ではない、従って単に手段としてのみ必要とされうるものではなく、そのあらゆる行為において常に目的それ自体と見なされねばならない」[IV, 429]。

¹⁴ カントの分類によれば、義務は「自分自身に対する完全義務」「自分自身に対する不完全義務」「他人に対する完全義務」「他人に対する不完全義務」に区分される [vgl. VI, 240]。このうち「他人に対する完全義務」は法の義務（その他は徳の義務）に分類される。自殺の禁止は「自分自身に対する完全義務」であり、他殺は「他人に対する完全義務」である。

¹⁵ シュヴァイツァーの「生命への畏敬」倫理が環境倫理に与えた影響については、Nash, 1989, p.60-62 [邦訳は162-168頁] を参照。環境倫理学に大きな影響を与えたレイチェル・カーソンも、シュヴァイツァーから影響を受けている [Nash, 1989, p.79-81 [邦訳は202、205-206頁]]。その他、生命倫理百科事典翻訳刊行委員会、2007年、687頁も参照。

¹⁶ とはいえ、すべての生命の尊重を基礎づける思想としては、日本人により馴染みやすい仏教や日本古来の生命観などを参照した方がより適切かもしれない。例えば、奥田・熱海、1994年、36-37頁では、この内容項目に関して大乘仏教の精神に言及している（なお、主として生命倫理の文脈においてではあるが、「生命の神聖性（尊厳）」を人間に限定するキリスト教と、すべての生命の尊重を説く仏教とを対比しつつ論じているものとして、ワイルデス、1995年、141-146頁参照）。しかし、例えば仏教を参照し

た場合、思想的に見て明らかに西洋文化の枠組の内にある内容項目の視点1の(3)との関連づけは、逆に容易ではなくなる可能性がある。さらに言えば、道德教育の目標としての「人間尊重の精神」がそもそも思想的に西洋思想に由来する「人間の尊厳」概念に基づいており、かつ「生命に対する畏敬の念」もそこに含まれているものと見なされているならば、なおのことであろう。そこで、「人間尊重の精神」と「生命に対する畏敬の念」の思想的関連性、および内容項目の視点1の(3)と視点3の(1)・(2)の思想的関連性を考察することを目的としている本稿では、同じ西洋思想の一つとしてのシュヴァイツァーの思想を手掛かりに考察する次第である（なお、奥田・熱海、1994年、35-36頁でも「生命に対する畏敬の念」に関してシュヴァイツァーの思想に言及されているが、これと「人間尊重の精神」との思想的・内的関連性について論じられているわけではない）。

¹⁷ シュヴァイツァーの「生命への畏敬」思想については、福嶋、2008年が参考になった。

¹⁸ なお、小学校『解説 道德編』（25頁）・中学校『解説 道德編』（26頁）では、人間の生命が「あらゆる生命との関係や調和の中で存在し生かされていること」を自覚することの重要性が述べられ、中学校『解説 道德編』は、人間の生命のみならずすべての生命の尊厳に気づくことを、「生命あるものは互いに支え合って生き、生かされていることに感謝の念をもつ」（51頁）ことの関連性において述べている。この人間とすべての生命の関係性という論点がシュヴァイツァーの思想にどこまで読み取れるかについての考察を行う余裕は本稿にはないが、例えば環境保護思想と関係づけて言うならば、これとディープ・エコロジーが示す関係論的世界観との親近性を指摘することはできるだろう。ディープ・エコロジーの提唱者アルネ・ネスは、「関係論的で全体的な場のイメージ」を強調しつつ、次のように言う。「有機体は、生命圏の網の結び目、本質的関係の場における結び目としてある。AとBという二つの事物の間の本質的関係は次のようなものである。即ちその関係はAとBの定義あるいは基本的構成に属している。そのため、その関係なくしては、AとBはもはや同じ事物ではない」（Naess, 1973, p.95）。なお、関係性における関係の結節点が「我」であるという認識は、仏教に見出すこともできる〔上田、2000年、156頁参照〕。これは、さしあたり範囲を人間関係に限定すれば、中学校『解説 道德編』が内容項目の視点2の(5)に関して述べている「開かれた個」（49頁）という発想にも通じうるものだろう。

¹⁹ 「自分自身を愛するように隣人を愛しなさい」（レビ記19.18）。「隣人を自分のように愛しなさい」（マルコによる福音書12.31）。

²⁰ 「人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」（マタイによる福音書7.12）。

²¹ 註(12)参照。

²² ワイルデスによれば、キリスト教において人間の生命の神聖性（尊厳）が語られる場合、二つの主題が絡み合っている。(a)生命が神聖であるのは、それが神から与えられた賜物であるからである。しかしこれだけではすべての生命に妥当することになり、人間の生命だけがとりわけ独特の地位を占めることが説明できないので、(b)人間の生命は神との特別な関係をもつ、即ち「神の似姿」であるという点において、他の創造物と区別される。従って、生命はすべて神から発する故に神聖であり尊重されるのであるが、人間はなかでも特別な尊厳と神聖性があるというわけである〔ワイルデス、1995年、142-143頁〕。もしこの(a)の点を重視するならば、あるいはシュヴァイツァーにおけるような倫理の拡大の可能性

も、そこに存していると言えなくはないのかもしれない。

²³ 詳しくは、福島、2008年、182頁を参照。

(なかもと みきお：西南学院大学 非常勤講師、人間文化研究所 客員研究員)